

## 📎資産税～お役立ち～新聞📎

📍相続税・贈与税に関するお役立ち情報をお届けして参ります📍

第50号(2019年10月)

📎📎 << - - 相続税申告業務について - - >> 📎📎

### 📍 [--相続の発生と相続税申告--]

人が亡くなるとお通夜やお葬式に始まり、四十九日法要等、遺族の方達にとっては相当な負担になるかと思えます。

上記の行事も気になりますが、人が亡くなるということは『相続の発生』を意味します。

『相続の発生』と聞くと『相続税』をイメージされると思えます。

しかし、当事務所のような職業会計人以外の方達にとっては『相続の発生』というと非常に敷居が高く感じる事だと思えます。

また、『今回の相続では、我が家にも相続税が課されるのだろうか?』とか、『相続税の申告ってどうやるのだろうか?』といった不安が生じると思えます。

### 📍 [--当事務所で全て代行致します--]

当事務所では、『相続の発生』に絡む諸々の『面倒な手続き』をワンストップで代行致します。

相続が発生した場合、『そもそも今回の相続では相続税の申告が必要になるのか?』といったところから検討する必要があります。

当事務所では、相続人の方達からの聞き取りと収集資料に基づいて『相続税申告の要否』を判断します。

その結果、『相続税の申告が必要である』と判断された場合には、収集資料に基づいて財産の評価額や納税見込み額といった『具体化した数字』を算出し、相続人の方達へ提示致します。

### 📍 [--遺産分割についての提案も--]

遺産分割については、原則として相続人同士の協議で決めることとなります。

しかし、相続税の計算においては、遺産分割の結果次第で納税額が大きく変わる場合があります。

当事務所では、そのような場合が想定されるときは、今回の納税額は勿論のこと、次回の相続である『二次相続』までも視野に入れた遺産分割の試算を行い、提案致します。

### 📍 [--不動産の名義変更も対応します--]

相続が発生した場合、忘れてはならない手続きの一つに『不動産の相続登記』があります。

これは、亡くなった方(被相続人)が所有者となっていた自宅用不動産や賃貸用アパートといった不動産の所有者名義を被相続人の名義から相続人の名義に変更する手続きです。

当事務所には、不動産登記に精通した司法書士が複数人在籍しておりますので、不動産の相続登記にもしっかりと対応致します。

### 📍 [--料金について--]

当事務所の相続税申告に係る料金は、最低基本料金が『30万円(消費税抜き)~』となっており、被相続人の財産の多寡等に応じて変動する料金体系となっております。

不動産の相続登記の方は、最低基本料金が『45,000円(消費税抜き)+実費~』となっております。

実際に相続が発生している場合の事前相談は無料にて対応しておりますので、お気軽にお問い合わせくださいませ。

また、将来に向けての生前贈与についての御相談にも対応しておりますので、こちらについてもお気軽にどうぞ。

📎📎 [終わり] 📎📎